

公益財団法人亀岡市スポーツ協会表彰に係る被表彰者・団体の推薦選考基準

1. 各賞ごとに、次の基準により推薦、選考する。

(1) 特別功労賞

- ア. 年齢制限なし。
- イ. 活動歴が当該職に 10 年以上の者。
- ウ. 亀岡市体育振興会連合会での当該職活動歴はそのまま加算することができる。
- エ. 前各号に定めるもののほか、特に功績が顕著であると認めた者。

(2) 功労賞

- ア. 年齢 40 歳以上。
- イ. 活動歴等は次のとおりとする。
 - ① 加盟団体役員の多年は 10 年以上の者。
 - ② 本スポーツ協会の理事は 5 年、評議員は 8 年以上の者。
 - ③ 加盟団体選手育成は 15 年以上の者。
 - ④ 生涯スポーツ振興については 15 年以上の者。
 - ⑤ 競技審判、大会運営等については 15 年以上の者。
 - ⑥ 20 年以上本スポーツ協会に勤続し、成績優秀で他の模範となる者。

2. 同一事由による再度の表彰は行わない。

3. 被表彰者の推薦は、本スポーツ協会の各加盟団体から 2 名以内とする。

〔施行期日〕

- 1. この基準は、平成 27 年 2 月 9 日から施行する。
- 2. この基準は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。
- 3. この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。